

トキの羽を 他の人に渡さないで！

「種の保存法」により、トキの羽の譲渡^{ゆずりわた}し等（あげる、売る、貸す、もらう、買う、借りる等）の行為は原則として禁止されています。



羽を拾って自分で
持っていること

私だけの宝物！



あげる・売る・貸す、
もらう、買う、借りる等

あげるよ！

5年以下の懲役または
500万円以下の罰金



《トキの羽の特徴》



トキの羽は全体的に薄いピンク色をしており、とくに羽の軸が濃いピンク色をしています。

6月から9月頃に全身の羽が抜け替わるため、多くのトキの羽が拾われます。

※羽だけでなく、トキの死体を発見した場合は・・・
環境省で現場の状況確認と回収を行っております。
感染症等の可能性もあるため、個人で回収せず、
環境省までご連絡ください。



違法な行為を見かけたら、環境省まで御連絡ください。



環境省 佐渡自然保護官事務所
佐渡市新穂正明寺1277 ☎ 0259-22-3372

種の保存法について

種の保存法とは？

国内外の絶滅のおそれのある野生生物の種を保存するため、平成5年4月に施行された法律です。正式には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」といい、国内に生息・生育する、又は、外国産の希少な野生生物を保全するために必要な措置を定めています。

トキに係る規制

トキは、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に指定されており、以下の行為は原則として禁止されています。

- ・ 生きている個体の捕獲、殺傷
- ・ 生きている個体、羽毛、羽毛製品、剥製、標本の譲渡し等（あげる、売る、貸す、もらう、買う、借りる等）や譲渡し等を目的とした広告・陳列

上記の規制に違反した場合の罰則は以下のとおりです。

- ・ 個人の場合は5年以下の懲役または500万円以下の罰金
- ・ 法人の場合は1億円以下の罰金

譲渡し等の規制の目的

本来、野生動植物種は野生の状態での保存されるべきものですが、学術研究等の目的でやむを得ず捕獲等が認められた個体等や、種の保存法の規制対象となる前に捕獲等や輸入によって取得された個体等については、人の管理下に置かれることを容認せざるを得ません。

この規制には、個体等の移動状況を把握し、譲り受ける者が適切に管理できるかどうか確認する目的があります。また、商業的な流通を禁止することで、違法な捕獲等や輸入の要因を減らし、違法捕獲等された個体等が市場で流通することを抑制することも目的としています。

トキの他に譲渡しが規制されている生き物はありますか？

トキ以外にも佐渡で暮らす生き物のうち、サドマイマイやハヤブサ等が種の保存法によって国内希少野生動植物種に指定されており、捕獲、殺傷、譲渡し等が規制されています。また、鳥類とほ乳類は鳥獣保護法によって捕獲、殺傷等が規制されています。

トキの保護へのご理解とご協力をお願いします。

